

**米原市飲料用自動販売機設置事業者
公募要項**

令和8年2月実施

米原市まち整備部建設課

1 はじめに

米原市では、米原駅東西自由通路に飲料用自動販売機（以下「自動販売機」という。）を設置する事業者を募集し、一般競争入札（以下「入札」という。）により事業者を決定します。

この入札に参加するためには、事前に参加申込みが必要です。この入札に参加を希望される方は、この米原市飲料用自動販売機設置事業者公募要項（以下「公募要項」という。）をよくお読みになった上で、お申込みください。

一般競争入札とは、米原市があらかじめ定めた予定価格（最低貸付料）以上で最も高い価格で入札された方を落札者として決定する方法です。

2 貸付場所および面積、設置台数等

物件番号	所在地 (貸付場所)	台数	貸付面積	高さ	予定価格 (円／年)
1	米原駅東口エントランス	1台	2.0 m ²	2m以内	109,400 円／年
2	米原駅西口エントランス	1台	2.0 m ²		109,400 円／年

3 公募要項等配布について

- (1) 配布期間 令和8年1月13日（火）から令和8年2月2日（月）まで
(2) 配布時間 午前9時00分から午後4時45分まで（市役所執務時間内）
(3) 配布場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課のほか、米原市公式ウェブサイトにて掲載します。

4 質問および回答について

- (1) 受付期間 令和8年1月13日（火）から令和8年1月23日（金）まで
(2) 受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで（市役所執務時間内）
(3) 受付場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課
(4) 提出方法 質問書に記入の上、上記受付の場所に持参するか、郵便等またはファクシミリでの送付とします。
(5) 回答方法 令和8年1月29日（木）に、まち整備部建設課カウンター上および市公式ウェブサイトで回答を公表します。

5 入札の参加申込みについて

- (1) 入札参加申込受付
① 受付期間 令和8年2月2日（月）から令和8年2月10日（火）まで
（ただし、土、日および祝日を除く。）
② 受付時間 午前9時00分から午後4時45分まで（市役所執務時間内）
③ 受付場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課
④ 提出方法 郵送による入札参加申込書類の提出は可能としますが、提出期限内必着とします。
入札書等の提出については、封筒に入れ、厳封してください。
提出された入札書等は、開封前を含め返却いたしません。

(2) 申込みに必要な書類

① 法人の場合

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 誓約書
- ウ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- エ 法人の印鑑証明書
- オ 国税の納税証明書（法人税、消費税および地方消費税）
- カ 滋賀県税の納税証明書（法人事業税、法人都道府県）
- キ 市税の納税証明書（法人市民税、固定資産税、軽自動車税）
- ク 滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があることを証する書類
- ケ 自動販売機の設置運営業務において、3年以上の実績を有していることを証する書類
- コ 設置を希望する自動販売機のカタログ

(注意点)

- a ウ、エ、オ、カおよびキについては、提出日において発行の日から3か月以内のものを提出してください。
- b オ、カおよびキについては、未納の税額がないこと、または完納済みであることを証する納税証明書を提出してください。
- c 市内に所在を有している法人については、オおよびカの提出は必要ありません。
- d キについては、市内に支店または営業所等のサービス拠点がある場合に限り提出する必要があります。
- e ウで証明できる場合は、クの提出を省略することができます。

② 個人の場合

- ア 一般競争入札参加申込書
- イ 誓約書
- ウ 印鑑登録証明書
- エ 市税の納税証明書（個人市民税、固定資産税、軽自動車税）
- オ 自動販売機の設置運営業務において、3年以上の実績を有していることを証する書類
- カ 設置を希望する自動販売機のカタログ

(注意点)

- a ウおよびエについては、提出日において発行の日から3か月以内のものを提出してください。
- b エについては、未納の税額がないこと、または完納済みであることを証する納税証明書を提出してください。

6 入札参加資格の確認等

入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月20日（金）までに申込者へ結果を通知します。当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には、入札参加資格を取り消します。

(1) 入札参加資格

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- ② 国税等を滞納していないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）もしくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）（以下これらを「暴力団等」という。）でない者または次のいずれにも該当しない者（法人による参加の場合、当該法人の役員が次のいずれにも該当しない場合を含む。）であること。
- ア 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - イ 入札に付する市有地を暴力団の事務所またはその敷地その他これらに類する目的で使用しようとする者
 - ウ 法人の役員等が暴力団員であるものまたは暴力団員がその経営に実質関与している者
 - エ 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を与える目的で暴力団等を利用している者
 - オ 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - カ 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団等であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - ク 暴力団等または前記アからキまでのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- ④ 法人にあっては、滋賀県内に本店、支店または営業所等のサービス拠点があること。
- ⑤ 個人にあっては、米原市内に住所を有していること。
- ⑥ 自動販売機の設置運営業務において、3年以上の実績を有していること。

7 入札の内容等について

入札の日時、場所については入札書類の受付・開札は、次に定める日時および場所において行います。

- (1) 入札書類受付
- ① 提出期限 令和8年3月9日（月）午後1時まで
 - ② 提出場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課
郵送・持参による入札書の受付を行いますが、提出期限内必着とします。
入札書の提出については、封筒に入れ、厳封してください。
提出された入札書等は、開封前を含め返却しません。
- (2) 入札の方法等
- ① 入札方法
 - ア 入札書
入札書は、別紙にある入札書（様式第5号）により行います。
 - イ 入札保証金
入札保証金は免除します。
 - ウ 入札金額
入札金額は、年額貸付料（消費税および地方消費税相当額を除いた額）を記入してください。

② 入札書の記入方法

入札書には、入札金額、入札参加者の住所および氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称ならびに代表者の職名および氏名）その他所定の事項を記入の上、入札参加者の印を押してください。

入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に「円」の記号を付けてください。

（3） 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 6に定める入札参加資格のない者が行った入札
- ② 本市指定の入札書以外の用紙を使用して行った入札
- ③ 同一物件について2通以上の入札書を投入した者の入札
- ④ 予定価格を下回る入札
- ⑤ 入札書記載の金額、氏名、押印その他入札要件の記載が確認できない入札
- ⑥ 入札書記載の金額を加除訂正した入札
- ⑦ 談合その他不正行為が行われ公正な入札を害すると認められる入札
- ⑧ その他、「入札要領」に定める各条項に違反した入札

（4） 開札日

- ① 開札日時 令和8年3月9日（月）午後2時から
- ② 開札場所 米原市役所本庁舎 まち整備部建設課

開札日当日は立会いを禁止とします。結果については開札日から5日以内に落札に通知させていただきます。

③ 決定方法

ア 予定価格（最低貸付価格）以上で、かつ、最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 同額の入札を行ったものが2人以上のいる場合には、市職員がくじを引き、落札者を決定します。

なお、提出後の入札書は、いかなる理由があっても、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることはできません。

（5） 再度の入札の実施

今回の入札は予定価格（最低貸付価格）を事前に公表しているため、開札の結果、落札者がいない場合でも、再度の入札は行いません。

8 契約の締結・自動販売機設置の手続等について

（1） 契約の締結

落札者は、落札決定の日から10日以内に契約を締結してください。落札者が期限までに契約を締結しない場合には、落札者としての効力が失われます。

契約締結後、借受人は令和8年4月1日から、設置場所で自動販売機設置運営事業ができるよう、自動販売機設置のための準備を行っていただきます。

（2） 電気料金の専用子メーターの設置

借受人は、貸付料のほかに光熱水費の実費を支払わなければなりません。設置場所に既設の子メーターがない場合には、借受人の負担で専用子メーターの設置が必要です。

（ただし、単独引込により給電を行う場合は、この限りではありません。）既設メーター

の有無は、「物件調書」により確認してください。

(3) 契約の内容

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づき、行政財産の一部を貸し付ける方法により行います。また、契約方法については、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条の規定に基づく定期建物賃貸借契約です。

(4) 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までです。（期間満了後の更新はありません。）

(5) 貸付条件等

貸付条件等については、「米原駅東西自由通路飲料用自動販売機設置仕様書（以下、設置仕様書という。）」によるものとします。

(6) 契約条項

契約条項については、別添「行政財産賃貸借契約書（案）」のとおりとします。

(7) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、契約保証金（現金のみとします）として納付していただきます。

(8) 契約の締結および方法

① 落札者は、当該物件の落札決定の日から（落札決定通知日）10 日以内に契約を締結しなければなりません。

なお、落札者が期限までに契約を締結しない場合は、落札はその効力を失います。

② 契約の締結は、契約保証金の納付後に行います。

③ 契約の締結および履行に関する費用については、全て落札者の負担となります。

④ 契約者の名義は、落札者名義で行います。

9 その他

この要項に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、米原市契約規則（平成 17 年米原市規則第 43 号）、米原市公有財産規則（平成 17 年米原市規則第 45 号）および入札要領によるものとします。